

○大田原市道路位置指定基準

(平成 24 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定について、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 144 条の 4、自動車の転回広場に関する基準を定める件(昭和 45 年建設省告示第 1837 号)及び大田原市建築基準法施行規則(平成 23 年規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定道路の幅員)

第 2 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により位置の指定の申請をする道路(以下「指定道路」という。)の幅員は、別図第 1 に示す方法によって計測するものとする。

(袋路状道路)

第 3 条 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ただし書きに規定する袋路状道路とすることが出来る場合について特に定める基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号イに規定する延長が 35m 以下の場合、別図第 2 の基準によるものとする。
- (2) 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ロに規定する終端が公園、広場その他これらに類するものは、別図第 3 の基準によるものとする。
- (3) 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハに規定する転回広場が設けられている場合は、別図第 4 の基準によるものとする。ただし、市長が周囲の状況により、避難及び通行の安全上支障が無いと認めた場合は、これと異なる基準によることができる。

(指定道路のすみ切り)

第 4 条 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号に規定するすみ切りについては、別図第 5 の基準によるものとする。

2 法第 42 条第 2 項の規定による道路に接続する場合には、当該道路の中心線より 2 メートル、同項ただし書による場合には、4 メートル後退した線によりすみ切りをとるものとする。

(指定道路の構造)

第 5 条 指定道路の構造については、原則としてアスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(側溝等)

第 6 条 指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な側溝、街渠その他の施設は、溢水、滞水及び漏水のおそれのないように設置し、その放流先として公共の排水路又は

これに準ずる施設に接続しなければならない。ただし、周囲の状況により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

別図第1(第2条関係)

[別紙参照]

別図第2(第3条関係)

[別紙参照]

別図第3(第3条関係)

[別紙参照]

別図第4(第3条関係)

[別紙参照]

別図第5(第4条関係)

[別紙参照]